

ちからこぶ



令和元年 12 月 <冬休み直前号>

冬季休業中に計画的に取得する休暇について

休暇の名称	付与日数（年間）	取得単位	取得時の注意
年次有給休暇		日、半日、時間	・長い休憩時間の前後を区別して取得
両立支援休暇	正規職員、 再任用職員等	2日 以内	・分割取得可 ・取得可能事由は以下の4つ (ア)子等の学校等の行事 ※1 (イ)永年勤続(勤続10・20・30年に達する年度)※2 (ウ)知識・教養活動(研修会、文化・教養施設の利用等) (エ)市民活動(自治会、NPO、ボランティア等への参加)
	非常勤職員(給料)		
	非常勤職員(報酬) ※9月末日までに 採用された者に限る		

※1 (ア)「子等の学校等の行事」にあてはまる学校は、こども園、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（3学年まで）です。大学・短大、専門学校、各種学校は含みません。

※2 (イ) 再任用職員、非常勤嘱託職員(給料・報酬支弁)は除きます。

記入例

平成31年度 年次有給休暇

長い方の休憩時間を挟んで年休を取得する場合は、前後で区別して計算します。

(例) 10:30~13:00 (2時間30分) → 3時間
13:00~13:30 長い方の休憩時間
13:30~14:00 (30分) → 1時間

所属名	静岡市立 〇〇学校	職名	教諭	年次有給休暇	
				前年度繰越日数	本年度付与日数
氏名	清水 太郎	職員コード	123456	20日	20日
				合計	40日

申請日	決裁者印		本人印	休暇申請期間	有給休暇				夏季	両立支援休暇			理由 ※
	校長	教頭			日	半日	時間	分	残日数	日	時間	分	
12/6				12月12日10時30分から 12月12日14時00分まで (期間 日4時 分)	39		3	45					
12/20				12月25日—時—分から 月 日 時 分まで (期間 1日 時 分)									
12/20				12月26日午前—時—分から 月 日 時 分まで (期間半日 時 分)	37	半							
12/20				12月27日14時05分から 12月27日16時45分まで (期間 日3時 分)						1	4	45	3-I

半日単位で年休を取得する場合

**両立支援休暇を取得する場合、
該当する事由を記入します。**

※ 両立支援休暇の申請に当たっては、次の（ ）内の例により理由を記すこと。

- 1 学校等行事出席（授業参観、入学式、卒業式、進路説明会、家庭訪問等：1ーア、発表会、文化祭、学芸会、運動会、親子遠足等：1ーイ）
- 2 永年勤続に伴う心身のリフレッシュ（勤続10年：2ーア、勤続20年：2ーイ、勤続30年：2ーウ）
- 3 知識教養活動（各種研修会への参加：3ーア、職務、市施策に関連のある研修会等への参加：3ーイ、職務、市施策に関連のある文化・教養活動への参加：3ーウ、文化・教養施設の利用：3ーエ）
- 4 市民活動（NPO、自治会・町内会、消防団、PTA、ボランティア等：4）

平成29年度より、休暇の付与は年度ごと（4月～翌3月）になりました。

10月1日より変わったこと、あなたはいくつ知っていますか？

◆消費税増税に伴う路線バス、鉄道等の運賃の改定

消費税増税に伴い、公共交通機関の運賃の改定が行われました。

公共交通機関を使用する児童生徒引率を計画している場合は、ご注意ください。

また、公共交通機関により通勤されている方は、運賃改定に伴う通勤手当の改正がありました。

◆消費税増税に伴う郵便料金の改定

消費税増税に伴い、郵便料金等の改定が行われました。

種類		重量	10/1以降の料金
定型郵便物		25g以内	84円
		50g以内	94円
定形外郵便物	規格内	50g以内	120円
		100g以内	140円
		150g以内	210円
	規格外	50g以内	200円
		100g以内	220円
		150g以内	300円
通常はがき			63円

郵便料金以外にも、速達や一般書留、レターパック等の特殊取扱料も値上げしています。
投函前に確認しましょう！



◆学校諸会計に係る金融業務取扱手数料の改定

①商取引における振込手数料は、15,000円未満のものも全て有料（金融機関所定の手数料）

②静教研、校長会、教頭会等教職員関係の学校構成外郭団体への振込は全て有料

③PTA会計からの振込については、会費の納入も含め全て有料（金融機関所定の手数料）

④中体連・中文連への会費納入及び大会負担金納入については、引き続き無料（公金扱い）

★令和2年4月～学校預かり金の預金口座振替手数料の引き上げ：1件上限10円＋消費税→1件上限20円＋消費税

◆自転車損害賠償保険の加入義務化

「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（静岡県自転車条例）により、次の2点が義務化されました。

①全ての自転車利用者（未成年者の場合は保護者）の自転車損害賠償保険への加入

②児童・中学生の通学時や幼児用座席の幼児乗車時の乗車用ヘルメット着用



⚠️ご注意ください！～泊を伴う管外旅費における宿泊先～

旅費予算の支出を伴う旅行において、各種研修、引率業務等で宿泊先の斡旋がある場合は、原則として斡旋されている宿泊施設を利用します。

また、出張者は申込み期限内に宿泊予約をしてください。

⇒申込みをする際に事務職員にご相談ください！

宿泊先の斡旋とは・・・

- ・会合通知、大会要項等に宿泊先の案内が記載されている、または、宿泊先の案内が添付されている
- ・参加申込みの際に宿泊先の予約をすることができ
- ・・・など